

令和元年 8 月 6 日開催

第 5 回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和元年度 第5回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和元年8月6日(火)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時53分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 11人

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|
| 会 | 長 | 18番 | 新国 | 純一 |
| 委 | 員 | 1番 | 菅井 | 誠 |
| 委 | 員 | 2番 | 菅井 | 美德 |
| 委 | 員 | 3番 | 原田 | 喜一郎 |
| 委 | 員 | 5番 | 石山 | 幸一 |
| 委 | 員 | 6番 | 大河原 | 正一 |
| 委 | 員 | 7番 | 梶田 | 政實 |
| 委 | 員 | 9番 | 小野 | 人司 |
| 委 | 員 | 11番 | 中村 | 肇 |
| 委 | 員 | 13番 | 岡田 | 一司 |
| 委 | 員 | 16番 | 鈴木 | 和弘 |

5. 欠席委員 7人

| | | | | |
|---|--------|-----|----|----|
| 会 | 長職務代理者 | 17番 | 石丸 | 博雄 |
| 委 | 員 | 4番 | 西原 | 弘子 |
| 委 | 員 | 8番 | 早川 | 剛司 |
| 委 | 員 | 10番 | 須藤 | 智弘 |
| 委 | 員 | 12番 | 笹原 | 仁 |
| 委 | 員 | 14番 | 林 | 秀和 |
| 委 | 員 | 15番 | 上野 | 邦彦 |

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

| | | | | |
|---|---|-----|----|----|
| 委 | 員 | 5番 | 石山 | 幸一 |
| 委 | 員 | 13番 | 岡田 | 一司 |

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第5条(賃貸借)の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願について

7. 出席農業委員会事務局職員

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|----|----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 広瀬 | 淳次 | | | | | | | |
| 農 | 地 | ・ | 農 | 業 | 振 | 興 | 担 | 当 | 係 | 長 | 小川 | 哲也 |
| 農 | 地 | ・ | 農 | 業 | 振 | 興 | 担 | 当 | 係 | 長 | 梶田 | 淳一 |

8. 会議の概要

議 長 ただ今から、本日招集された令和元年度第5回(R元.8.6)遠軽町農業委員会総会を開催いたします。
 本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員11名であります。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、5番 石山委員、13番 岡田委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

◆ 諸般の報告

1. R元. 7. 5 (金) 13:30～
第4回農業委員会総会
2. R元. 7. 12 (金) 13:00～
オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市】 広瀬事務局長出席
3. R元. 7. 25 (木)～26 (金) 10:00～
農業者年金業務担当者地区別研修会【北見市】 小川係長出席
4. R元. 7. 25 (木)～26 (金) 13:30～
自作農財産管理担当職員研修会【札幌市】 吉岡主幹出席

◆ 今後の予定

1. R元. 8. 6 (火)～7 (水) 13:00～
オホーツク総合振興局農政施策推進会議【網走市】
吉岡主幹出席予定
2. R元. 8. 27 (火)～28 (水) 10:00～
農地情報公開システム操作研修会【札幌市】
小川係長出席予定
3. R元. 9. 6 (金) 13:30～
第6回農業委員会総会

議 長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
　　　　　(質疑なしの声)

議 長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
　　なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
　　議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意

解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 9, 123」

3 通知の理由

平成29年4月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:36～13:36)

議長 再開します。
これより議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:37~13:37)

議 長 再開します。
●●委員に申しあげます。
議案第1号については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

次に、議案第2号「農地法第5条(賃貸借)の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第5条(賃貸借)の規定による許可申請について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 申請人の住所氏名

貸 主—紋別郡遠軽町●●●
農業 ●● ●●
借 主—東京都●●●
電気事業
●● ●●

2 申請の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●内」・地目「公簿及び現況は畑」・面積(m²)「3,684」

3 申請の理由

貸 主 — 風況観測塔設置のため該地を貸したい。
借 主 — 風力発電事業実施に係る風況調査の実施のため、風況観測塔を設置し、令和3年5月31日まで賃貸借したい。

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、風力発電事業に係る風況調査を目的とした一時転用申請があった農地です。
農地区分は、農用地区域内農地と判断されます。
許可基準は、農地法施行令第11条第1項第1号と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号26～27につきましては、所有権移転でございます。
整理番号26、所在「●●●、●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 64,936」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.8.13」・支払期限「R1.9.30」・金額(円)「全筆4,000,000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、5月の第2回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号27、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、原野、田・現況は全て畑」・面積(m²)「5筆合計 23,036」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R1.8.13」・支払期限「R1.12.31」・金額(円)「全筆1,600,000」・支払方法「指定口座振込」
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第4回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号26」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第3号「整理番号27」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積 (㎡) 「2筆合計 9, 123」

3 あっせん申出の内容
売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 この件につきましては、議案第1号で合意解約した農地のあっせんがあります。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第4号のあっせん委員については、2番菅井(美)委員、5番石山委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」5件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号15、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「429」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

整理番号16、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「270」・申請者「埼玉県●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域にある土地で現況が宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、2番菅井（美）委員、16番鈴木委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号17、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3筆合計 7,922」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「5番石山委員、17番石丸委員、14番林委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、5番石山委員、17番石丸委員、14番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号18、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3筆合計 55,542」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番須藤委員、15番上野委員、3番原田委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

整理番号19、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公

簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「4筆合計 41,255」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「3番原田委員、8番早川委員、15番上野委員」
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が山林となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、3番原田委員、8番早川委員、15番上野委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより議案第5号「整理番号15」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第5号「整理番号16」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第5号「整理番号17」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第5号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第5号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和元年度第5回農業委員会総会を閉会します。